

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 7 年 2 月 13 日（諮問第 193 号）

答申日：令和 7 年 9 月 26 日（答申第 193 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 6 年 11 月 25 日付け北九文館第 116 号で審査請求人に対して行った行政文書不開示決定の処分（以下「原処分」という。）について、適切な文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 出張命令も無いのに庁外に出て業務を行っていることは考えられないため、文書が存在することは自明である。
- (2) 郵便局が近距離にある場合に出張命令を出さなくとも良いとする条例は無い。
- (3) 処分庁は、「出張命令という文言を規定している条例が存在しない」などとしているが、これは失当である。仮に、出張命令という用語を使用していなくとも、同旨の文書が存在するのであればそれが公開対象文書であるし、仮にそれで特定ができないのであれば、情報公開条例第 6 条第 2 項に基づいて補正すれば足りる。よって、これを理由に不存在とすることはできない。
- (4) 旅費条例に関連する弁明を確認すると、処分庁の主張は要するに、「旅費の支給対象外であるから旅行命令の対象外である」ということであるが、これも失当である。第 2 条第 1 項第 1 号にあるとおり、職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することは「出張」と定義される。この定義から言えば、文書館職員が郵便局に行くことも当然出張である。
- (5) 第 3 条第 1 項に「職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。」とあり、第 5 条第 1 項では、第 3 項第 1 項に該当する旅行については「旅行命令」によって行われなければならないとしていることから、旅行命令が存在することは明らかである。

- (6) ところで、第 16 条第 1 項においては、「勤務地内において出張する場合の旅費の額は、交通費の実費額とする。ただし、当該出張が、片道 1 キロメートル未満であるとき又は公用車を利用したものであるときは、旅費を支給しない。」とあることから、これを根拠に処分庁は旅行命令の不存在を主張する。しかし、そのような主張は当を得ない。第 16 条第 1 項はあくまで、旅費を支給するか否かを規定するものであって、旅行命令を作成するか否かを左右するものではない。
- (7) つまり、出張については、旅費の支給対象であって「旅行命令」によって行わなければならないが、特定の条件の下では旅費の支給対象とならない場合があるというだけの話であって、旅費の支給対象とならない場合に「旅行命令」が不要であるとはならない。
- (8) 仮に処分庁の理屈が成立するのであれば、片道 1 キロメートル未満であるとき又は公用車を利用した場合にはいくらかでも職場を離脱して旅行し、しかもその記録が残らないということになる。そのようなことは行政事務上考えられない。よって、不存在は不当かつ違法である。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 6 年 1 月 9 日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 1 月 25 日付け北九文館第 116 号で不開示決定を行ったところ、これを不服として同年 1 月 28 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

北九州市長（以下「処分庁」という。）が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 1 月 9 日付けで条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、処分庁に対して、次の行政文書の開示請求を行った。

請求する行政文書の名称又は内容は、以下のとおりである。

北九州市文書館が、行政文書開示にあたって受領した小為替あるいは為替を郵便局において現金に交換する際の出張命令（伺い含む）。令和 6 年 10 月分すべて。
- (2) 処分庁は、上記(1)で示す行政文書の開示請求について、令和 6 年 1 月 25 日付けで、行政文書を不開示とする旨の決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和 6 年 1 月 28 日付けで、上記不開示決定に対する本件審査請求を提起した。

- (4) 本件審査請求の争点は、行政文書開示にあたって受領した小為替あるいは為替を郵便局において現金に交換する際の出張命令に関する行政文書の有無であるが、次の理由で本件処分は適法である。
- (5) 審査請求人は、「出張命令も無いのに庁外に出て業務を行っていることは考えられないため、文書が存在することは自明である。」と主張しているが、行政文書開示にあたって受領した小為替あるいは為替を郵便局において現金に交換する業務については、文書館の通常業務の一環として行われているものである。
- (6) また、本市において「出張命令」といった文言を規定している条例等の法令はないことから、当該審査請求人が主張する文書も存在しない。
- (7) なお、北九州市旅費条例（昭和 38 年北九州市条例第 102 号。以下「旅費条例」という。）において、次のとおり「出張」に関する規定がある。
- ① 第 2 条第 1 項第 1 号に、「出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。」
 - ② 第 3 条第 1 項に、「職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。」
 - ③ 第 5 条第 1 項に、「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令または旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なわなければならない。
 - (1) 第 3 条第 1 項および第 2 項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 第 3 条第 5 項の規定に該当する旅行 旅行依頼
 - ④ 第 16 条第 1 項に、「勤務地内において出張する場合の旅費の額は、交通費の実費額とする。ただし、当該出張が、片道 1 キロメートル未満であるとき又は公用車を利用したものであるときは、旅費を支給しない。」
- (8) 行政文書開示にあたって受領した小為替あるいは為替を郵便局において現金に交換する業務（以下「本件業務」という。）は、文書館から郵便局が近距離（片道 1 キロメートル未満）にあることから、公用車（もしくは徒歩）を利用しており、上記第 16 条の規定により、「旅費」の支給対象外である。そのため、上記第 5 条に規定する「旅行命令」の対象外であることから、当該旅行命令に係る行政文書は存在しない。

3 よって、本件処分は適法であるため、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 7 年 2 月 13 日 諮問の受付

- ② 令和 7 年 5 月 2 7 日 審議
- ③ 令和 7 年 7 月 1 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 7 年 7 月 3 0 日 審議
- ⑤ 令和 7 年 9 月 1 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の不開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書について、行政文書の不存在を理由として不開示するとの決定を行ったが、審査請求人はそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書について、審査請求人は、

- ① 仮に、出張命令という用語を使用していなくとも、同旨の文書が存在しているのであればそれが公開対象文書である。
- ② 旅費条例第 5 条第 1 項では、第 3 項第 1 項に該当する旅行については『旅行命令』によって行われなければならないとしていることから、旅行命令が存在していることは明らかである。
- ③ 旅費条例第 1 6 条第 1 項は、旅費を支給するか否かを規定するものであって、旅行命令をするか否かを左右するものではない。つまり、出張は、「旅行命令」によって行われなければならない、特定の条件の下では旅費の支給対象とならない場合があるだけで、旅費の支給対象とならない場合に「旅行命令」が不要であるとはならない。

旨主張している。

(2) これに対して、処分庁は、

- ① 行政文書開示にあたって受領した小為替あるいは為替を郵便局において現金に交換する業務に係る出張命令に関する文書は存在せず、それに類する文書も存在しない。
- ② 旅費条例第 3 条第 1 項に「職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する」と規定し、第 5 条第 1 項第 1 号に「第 3 条第 1 項の規定に該当する旅行に『旅行命令』によって行われなければならない」旨を規定している。

旅行命令に関する文書については、北九州市旅費条例施行規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 1 2 1 号。以下「旅費条例施行規則」という。）第 1 条第 1 項に、

「北九州市旅費条例第 5 条に規定する旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更する場合には、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に、当該旅行に関する事項を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に提示しなければならない。・・・略・・・」と規定されている。

旅費条例施行規則により、旅行命令書等は、旅費を支給する場合のみ作成されるものであり、本件業務は旅費を支給しないものであることから、当該旅行命令書等は存在しない。

- ③ 本件業務については、文書館の通常業務の一環として行われているものである。なお、本件業務は口頭による職務上の命令により行われていることから、本件業務にかかる文書も存在しない。

旨主張する。

- (3) 当審査会においても、本件業務の実施にあたって、処分庁の職員は郵便局への移動を公用車又は徒歩で行っていること、また、本件業務に関し、旅費条例及び旅費条例施行規則に規定する旅行命令に関する文書は作成されていないことを確認しており、その他出張命令やそれに類する命令に関する文書が存在することをうかがわせる特段の事実も存しないことから、処分庁が不開示決定を行ったことについて、違法又は不当な点は認められないというべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美